

# 政務活動費の経緯・見直しについて

地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、**議員に交付**

## 活動費

平成17年10月～7万円、平成25年度～10万円、令和6年度～24万円(年間)

### ※特別職報酬等審議会

市長は、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに**政務活動費の額**(以下「報酬等の額」という。)に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

## 交付時期

- ・平成17年10月～年度当初に前払い(概算払い)
- ・令和元年度～ 年度末に精算し、後払い(精算払い)に変更
- ・令和6年度～ 年度終了前に交付を求めるときは、4月から6月、7月から9月、10月から12月までの期間終了後に交付できることに変更

▲議員が希望する時期に精算できる

## 使途範囲

### 【随時見直しを実施】

- ① 令和3年度～新聞購読料は専門誌のみ該当経費の1/3以内  
宿泊料は職員の旅費規則をもとに上限額を設定(超えた部分は自己負担)
- ② 令和6年度～政務活動費を使用して自家用車市内移動した際の車賃を給付対象に追加  
・23円/km(職員の旅費条例等に準じて支給)
- ③ 令和7年度～広報費を給付対象に追加  
・広報紙の作成費、発送費にかかった経費の1/3を上限  
・ホームページ、ブログ、有料版SNSなどの開設費や運営費にかかった経費の1/3を上限
- ④ 政務活動費【交付マニュアル・使途運用基準】を作成し、順次更新
- ⑤ 収支報告書には全ての領収書を添付し、全てホームページで公開
- ⑥ 政務活動費を使用した視察・研修は、議長へ事前申請し、終了後は報告書を提出し、ホームページで公開
- ⑦ 政務活動費交付申請書の項目の備考欄に使用予定の内容を記載することにより、年間活動の計画につなげる